

先日発表された税制改正大綱のうち、今回は資産課税の主な改正部分について説明していきます。

第 260 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5 F
TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 25 年 2 月 12 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 259 回

安倍さんが成長戦略として「給与UPと雇用拡大を目標とする」と発言されています。

これができるためには、各企業の売上UPと総利益率UPが実現しなければなりませんね！！

しかしながら、バブルショック、リーマンショック後の日本は円高と国内生産の減少（海外シフト）、同時に輸出の減少、そして売上の減少で、平均年間民間給与（従業員＋役員）は 409 万円で 20 年以上前の水準に逆戻りしていますし、売上、総利益率の減少を補うためにひたすら原価、経費を節約しています。こんななか、もし、人件費を上げようと思うと、売上、総利益率の相当の増加がないと達成できません。すなわち一層の内需拡大と内生化が必要です。しかし、今の日本はやはりコスト安、円高対応、そして国内消費不足のため、どんどん東南アジアを含め外国に生産拠点を移しています。（もちろん日本での消費がないこともあり、外国消費を期待して）

こんな中で、給料、雇用を増やすことは並大抵の努力ではできません。

ひょっとして 120 円ぐらいの円安になれば別かもしませんが！！

では今後、政府の政策を待っておれば景気が良くなり、あなたの会社がいきなり売上UPし、利益が増大するのでしょうか？

そんなことはありません。やはりいつも申し上げていますように、今、あなたの会社を救うのはあなた自身です。

もう一度事業継続計画を作り、行動することによって御社を改善しましょう。

- (イ) どの事業を生かすか、殺すか、明確にしよう（当社の特徴＋政府方針）
- (ロ) 当社の特徴を生かすため、もう一度顧客の立場に立って、サービス等の見直しをしよう
- (ハ) どの分野、どういった人材を増やすか、逆にすれば要らない人材は何かを明確にしよう

(ニ) 教育方針をたてよう — やはり教育をしていかなければ負けますよ！！

〈役員、従業員の、やらなければいけないことは色々あります。検討しこれからの環境変化に備えましょう〉

前田の《今人生を語る》第 164 回

めざめよ日本人 67

「体内時計」に耳を澄ませば劇的に生活が変わる、仕事の効率が上がると言われます。

たとえば、厄介な話は朝イチで済ます→午前中が頭が一番冴えている

頭を使う作業は昼までが勝負→記憶力や集中力は昼近くにピークを迎える
企画書、提案書は夜に書け→疲労で自制力が低下しているので、むしろ斬新なアイデアが閃く

なんて、「体内時計」をうまく使うと仕事の効率も上がります。

これも新しい物の考え方ですね！！

1. 相続税の基礎控除の見直し

相続税の基礎控除額について以下のように縮小される事になります。

現行 → 基礎控除 5,000 万円 + (1,000 万円×法定相続人)
改正後 → 基礎控除 3,000 万円 + (600 万円×法定相続人)

2. 相続税の税率構造の見直し

相続税の税率構造が見直され、2 億円超の金額に対する税率が上がり、最高税率が 55% になります。

現行			改正後			
	税率	控除額		税率	控除額	
3 億円以下	40%	1,700 万円	→	2 億円以下	40%	1,700 万円
				3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円		6 億円以下	50%	4,200 万円
				6 億円超	55%	7,200 万円

※1 億円以下の部分については変更がないため、省略させていただきます。

3. 小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例について

- ① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 330 ㎡（現行 240 ㎡）に拡充されます。
- ② 特定居住用宅地等と特定事業用宅地等の併用適用が可能になります。

4. 贈与税の税率構造の見直し

暦年贈与（相続時清算課税制度の対象とならないもの）に対する贈与税の税率について、①相続税の税率構造改正に伴う最高税率等の調整、②20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の軽減の 2 つの改正により、税率構造が 2 つに分かれます。

現行		
	税率	控除額
200 万円以下	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円

↓
20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

	税率	控除額
200 万円以下	10%	—
400 万円以下	15%	10 万円
600 万円以下	20%	30 万円
1,000 万円以下	30%	90 万円
1,500 万円以下	40%	190 万円
3,000 万円以下	45%	265 万円
4,500 万円以下	50%	415 万円
4,500 万円超	55%	640 万円

左記以外の場合

	税率	控除額
200 万円以下	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円
3,000 万円超	55%	400 万円

5. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者（30 歳未満の者に限る）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関、銀行及び金融商品取引業者に信託等をした場合には、信託受益権の価格又は拠出された金銭の額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円が限度になります。）までの金額に相当する部分の価額については贈与税が非課税になります。

ただし、適応されるのは平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに拠出されるものに限ります。